



IWATE
TRAFFIC SAFETY
ASSOCIATION

交通いわて

第 129 号 令和元年 5 月

● 発行所 ●
一般社団法人 岩手県交通安全協会
岩手県盛岡市天神町 11 番 1 号
TEL (019) 652-4597
FAX (019) 652-4599
<http://iwateken-ankyo.jp/>



2019 年 春の全国交通安全運動開始式 (盛岡市)

年間スローガン

ゆずり合う 心がつくる 無事故のいわて

平成 30 年中の交通事故発生状況

平成 30 年中の交通事故発生状況

| | 件数 | 死者数 | 傷者数 |
|---------|---------|--------|---------|
| 平成 30 年 | 1,982 | 59 | 2,412 |
| 平成 29 年 | 2,231 | 61 | 2,730 |
| 増減数 | - 249 | - 2 | - 318 |
| 増減率 | - 11.2% | - 3.3% | - 11.6% |

交通死亡事故の主な特徴

- 発生時間帯別では、午前 10 時から午後 0 時までの発生が多い。 **10 件 (17.2%)**
- 発生路線別では、国道での発生が多い。 **22 件 (37.9%)**
- 事故類型別では、横断中の死者が多い。 **19 件 (32.8%)**
- 年齢別では、65 歳以上の高齢者の死者が多い。 **40 人 (67.8%)**

正しい交通ルールを守る県民運動

| | |
|-------------------|---|
| 期 間 | 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間 |
| 運動の基本 | 「高齢者と子どもの交通事故防止」「被災地域の交通事故防止」 |
| 重点項目 | <ul style="list-style-type: none"> ★ライトの早め点灯・反射材用品等の活用 ★スピードダウンの徹底 ★運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上 ★飲酒運転の根絶 |
| 推進母体 | 推進事項 |
| 家庭では | <ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時や夜間外出時、高齢者を始め家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。 ●道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断はしないことなど横断時の安全確認について声掛けをする。 ●自動車運転者には、夕暮れ時のライト早め点灯や原則上向きライト走行（ハイビーム走行）を呼び掛ける。 ●車も自転車もスピードが出るほど危険性が増すことを認識し、市街地や交差点、カーブ等におけるスピードダウンを行い、安全なスピードで走行するよう注意し合う。 ●全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用必要性と効果について家族で話し合い、後部座席においても正しく着用する。 注：妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、医師の指導を受けながら正しい着用を努める。 ●飲酒運動の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家族から飲酒運転に関与する人を出さない。 ●加齢に応じた無理のない運転や運転免許証の自主返納について話し合う。 ●交通ルールや自転車の正しい乗り方を家族で習得するとともに、幼児・児童を自転車に乗車させるときのヘルメット着用や反射材を含む自転車の点検整備を確実に実施する。 ●自転車利用者が加害者となり損害賠償を請求されるケース等話し合い、T Sマーク（※1）等の各種保険制度を理解の上で加入・更新する。 ●事故に遭わない、起こさないために「止まる一見の一待つ」の交通安全行動を習慣付ける。 |
| 地域・職場・学校では | <ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。 ●安全運転管理を徹底し、ゆとりのある運転計画を立て、スピードの出し過ぎ「しない」「させない」を徹底する。 ●職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行を呼び掛ける。 ●飲酒運転の危険性と反社会性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動（※2）を周知し、飲酒運転を絶対にさせない。 ●毎月8日の自転車安全指導の日を中心に、子どもや高齢者に自転車安全利用五則などの正しい自転車の乗り方を指導する。 ●自転車講習会へ積極的に参加するとともに、各種保険制度への加入など自転車安全利用意識の向上に努める。 ●自転車の事故事例を教示しながら、ヘルメット着用の必要性を周知する。 |
| 関係機関・団体では | <ul style="list-style-type: none"> ●ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。 ●街頭活動を通じて、反射材用品を高齢者を始めとする歩行者・自転車に直接貼り付けるなど、その普及・着用を促進する。 ●農業作業車両及び積荷への反射材用品の装着を促進する。 ●スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。 ●全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。 ●各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動（※2）やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。 ●自転車に乗りながらの携帯電話、ヘッドホン等の使用などの禁止行為を定めた法令や自転車安全利用五則などにより、自転車利用時の交通ルールの周知と交通マナーの向上を図る。 ●整備されていない自転車に乗ると事故に遭う危険性が高まることから、適切な点検整備の重要性を周知する。 ●自転車利用者が加害者となり、損害賠償を請求されることがあることから、各種保険への加入・更新が重要であることを周知する。 ●自動（被害軽減）ブレーキやペダル踏み間違え時加速抑制装置等が搭載され、事故の防止や被害軽減に効果がある安全運転サポート車（サポカーS）について普及啓発を行う。 |
| 運転者は | <ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時には、歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、ライトを早めに点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む）し、夜間は、こまめにライトを切り替える原則上向きライト走行を励行し、早めに歩行者・自転車を発見することにより交通事故の防止を図る。 ●時間にゆとりを持った早めの出発と、長距離を運転するときはゆとりのある運転計画でスピードの出し過ぎを防止する。 ●雨や積雪・凍結などの交通環境に応じた適切なスピードダウンによる安全運転を実践し、スリップ事故を防止する。 ●同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。 ●スローゾーンやシルバークリーンゾーン30を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。 ●高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、自己の運転技能に応じた無理のない運転を励行する。 ●飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。 ●運転中に携帯電話等を操作することは、注意力が散漫になったり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であると認識し、いわゆる「ながらスマホ」はしない。 ●横断歩道は、歩行者が優先であることを自覚し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して歩行者を先に通行させる。 ●信号機や横断歩道のない交差点でも、横断しようとする歩行者がいる場合は、歩行者の横断を妨げないようにする。 ●歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保つが徐行するなど思いやりのある運転をする。 ●車を運転するときは、前の車との車間距離を必要以上に詰めるなど、いわゆる「あおり運転」（※3）はしない。 |
| 自転車利用者は | <ul style="list-style-type: none"> ●自転車も車両であることを再確認の上、車道の左側通行、整備不良車運転の禁止など交通ルールを遵守し、交通マナーを向上・実践させるとともに、T Sマーク（※1）等の保険加入・更新と適切な点検整備に努める。 ●歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。 ●自転車運転中の携帯電話等は、注意力が散漫になったり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であることを認識し、いわゆる「ながらスマホ」はしない。 ●ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自転車を運転しない。 ●夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを意識し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。 ●道路を通行するときは自転車安全利用五則を実践する。 |
| 歩行者は | <ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。 ●道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。 ●道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断はしない。 ●特に高齢者は、夕暮れ時や夜間の外出を控え、夜間及び夕方は、明るい服装と反射材用品等を着用するほか、加齢による身体の機能の変化を認識し、車両との距離を十分に取り、又は、車両が停止したのを確認して安全に横断する。 ●携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んでの事故となるおそれのある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。 |

※1 T Sマークは自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク（有効期間1年）で、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。
 ※2 自動車で飲食店等に行く場合、飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒類を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届けるという運動のこと。
 ※3 いわゆる「あおり運転」は、前の車との車間距離を必要以上に詰める行為、他車を妨害する目的で急な割り込みや幅寄せをする行為、パッシングや警告音を鳴らして相手を威嚇する行為等、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為のこと。

季節運動

- 春の全国交通安全運動 …………… 5 月 11 日 (土) から 5 月 20 日 (月) までの 10 日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 …………… 5 月 20 日 (月)、9 月 30 日 (月)
- 夏の交通事故防止県民運動 …………… 7 月 16 日 (火) から 7 月 25 日 (木) までの 10 日間
- 秋の全国交通安全運動 …………… 9 月 21 日 (土) から 9 月 30 日 (月) までの 10 日間
- 冬の交通事故防止県民運動 …………… 12 月 13 日 (金) から 12 月 22 日 (日) までの 10 日間

毎月行う交通安全活動の日

- 岩手県交通安全の日 (毎月 1 日)
- 岩手県自転車安全指導の日 (毎月 8 日)
- 岩手県シルバー交通安全指導の日 (毎月 17 日)

令和元年交通安全競技会等の開催予定

第 52 回交通安全子供自転車岩手県大会



- 開催日時** 令和元年 7 月 8 日 (月)
- 開催場所** 岩手県営運動公園内「交通公園」
- 競技内容** 学科テスト、実技テスト (安全走行テスト、技能走行テスト)
- チーム編成** 小学校単独チームとし、児童 4 名 (学年、男女は問いません。) で編成、2 チームまで参加可能とし、さらに 4 名までオープン参加できます。
- 申込方法** 参加を希望する小学校は、各地区交通安全協会へ申し込み下さい。
※優勝校は、8 月 7 日 (水) に東京ビッグサイトで開催される全国大会に本県代表として出場します。

二輪車安全運転岩手県大会 2019



- 開催日時** 令和元年 6 月 23 日 (日)
- 開催場所** 岩手県自動車運転免許試験場
- 競技方法**
 - **競技種目**
法規履行走行、技能走行 (ブレーキング、極小バランスなど 5 課題)
 - **クラス別**
大型二輪クラス (大型二輪) 普通二輪クラス (普通二輪)
女性クラス (原付二種) 高校生等クラス (原付一種)
 - **競技車両**
持ち込み車両を使用。なお、高校生等クラスで希望者には原付バイクを準備します。
- 申込方法** 参加を希望される方は岩手県交通安全協会へ申し込み下さい。申込書は、岩手県交通安全協会、各地区交通安全協会、二輪車販売店に準備しています。
- ※各クラスの成績優秀者は、8 月 3 日 (土)、8 月 4 日 (日) に鈴鹿サーキットで開催される全国大会に本県代表として出場します。

グッドライダーミーティング岩手



- 開催日時** ① 令和元年 7 月 14 日 (日)
② 令和元年 9 月 15 日 (日)
- 開催場所** 岩手県自動車運転免許試験場
- 参加資格** グッドライダー・防犯登録制度に加入している方
- 使用車両** 参加者の持ち込み車両を使用
- 申込方法** 参加を希望される方は、最寄りの二輪販売店へ申し込み下さい。
- 参加料** 1,100 円 (昼食、保険料含み)

北から南から

～ 県内から交通事故をなくすために～




盛岡
交通安全ウインターコンサート



北岩手
岩手町餅 & もち作戦



紫波
飲酒運転追放活動



北上
交通安全啓発活動



江刺
新入学児童へ反射材寄贈



一関
安全運転呼応活動



東磐井
必要だよ！チャイルドシート運動



気仙
交通安全研修会



遠野
高齢者交通安全教室



釜石
交通安全祈願式



二戸
交通安全教室



県安協
自転車安全教室

◎ 交通安全活動協賛店制度が始まりました！



このマークがあるお店（協賛店）を利用する際、会員証をご提示いただければ、割引などの特典を受けることができます。

協賛店や特典の内容については、当協会のホームページをご覧ください。また、当協会では協賛して頂けるお店を随時募集しておりますので、詳細はホームページをご覧ください。当協会または各地区交通安全協会にお問い合わせ下さい。

■ ホームページ (<http://iwateken-ankyo.jp/>)

■ 電話 019-652-4597

